

令和6年度 阿賀町立三川小学校 学校いじめ防止基本方針

1 「学校いじめ防止基本方針」策定及び「組織」設置の根拠

★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

(1) 「いじめ等」の定義

(平成25年度いじめ防止対策推進法の施行に伴い、次の定義に変更)

(令和2年12月25日新潟県いじめ等の対策に関する条例の施行に伴い、いじめ類似行為を追加)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）「いじめ等」

(2) 本校の基本姿勢

学校教育目標「やさしい子 そして がんばれる子」の具現に向け、

- ①子どもたちの夢や希望をはぐくみ、保護者や地域の期待に応える学校教育の推進
- ②子どもたちがそれぞれの特性やよさを発揮し、安心して自己実現が図れる学校の推進
- ③地域との連携・協働による特色ある教育の実践

を、学校経営の方針として掲げている。そのための教職員の心構えとして次の4点が挙げられる。

- ア 自ら研鑽に努め、児童理解力・授業力・豊かな人間性を高める。
- イ 教師・保護者・地域との絆を強め、三川小の教育力を高める。
- ウ 三川小の職員としての自覚をもち、積極的に創意ある活動を推進する。
- エ 安全・安心と信頼を確保するために、一人一人が危機意識をもって行動する。

上記のことを受け、「いじめ」についても、以下の基本姿勢で指導に当たり、全校児童が「安心して自己実現が図れる学校生活」を送ることができるようにする。

【未然防止】

- a 「いじめを絶対に許さない、見逃さない」雰囲気作りに努める。
- b 子どもの社会性を育む指導と評価を重視する。
- c 子どもと子ども、子どもと教師、地域・保護者と教師との人間関係の構築を図る。

【早期発見】

- d 日常の観察から、子どもの人間関係を把握するとともに、家庭や地域との連携のもといじめの兆候を見逃さないよう努める。
- e 教職員間の情報連携を密にして、全職員が情報を共有できる体制を構築する。

【早期解決】

- f 当該児童の安全を最優先に、発見の後の対処を素早く行う。（発見当日には当該児童・関係児童・保護者との面談や連絡を行う。）
- g 校内いじめ対策委員会を機能させ、組織的に対応に当たる。
- h 解決に向けて学校と家庭の連携、及び関係諸機関との連携を密に行う。

3 いじめの「未然防止」「早期発見」「早期解決」に向けての取組

(1) 「未然防止」の取組

子どもの社会性を育む指導

①「なかよし班」（異学年の縦割り班）活動による社会性の育成

【取組 a, b, c】

日常的な異学年交流を通して、子どものよりよい人間関係づくりに向けた社会性育成を図る。

- ・上学年は下学年の行動や気持ちを考えながら、下学年は上学年の言動に学びながら、互いに認め合う気持ちと思いやりを育てる。
- ・教師は、なかよし班の活動での「よさ」を子どもに価値付け、子どもの自己有用感を醸成する。

【なかよし班活動計画】

学期	日常的活動	行事的活動	備 考
1 学期 (4～7月)	縦割り班清掃 縦割り班遊び (水曜日)	1年生を迎える会(4月) ウオーキングスクール(5月) ・縦割り班で励まし合いながらの 歩き遠足	
2 学期 (9～12月)	・集団のことを考え ながら、6年生が 主体になって遊び を企画	いじめ見逃しゼロ集会(11月) ・いじめのない学校に向けて全校で 考えたり活動に取り組んだりする 集会	「いじめ見逃しゼロ集会」の内容は、児童会の自主性を重んじ、内容を決 定する。
3 学期 (1～3月)		縄とび大会(1月) 6年生を送る会(2月) ・縦割り班でお世話になった6年生 を送る活動	

◆各活動では「振り返り」の時間を設定し、互いのよさやがんばりを認め合う。

②分かる授業づくりの推進

【取組 a, b】

学び合い（関わり合い），UDLの視点に基づいた授業づくりを行い，すべての子どもが授業に参加できるようにする。

③家庭・地域との情報共有

【取組 d】

年間を通じて，家庭・地域と日頃から連絡を密に取り，学校・家庭・地域での子どもの様子が共有化されるよう努める。

- ・家庭との連携：連絡帳，学年懇談会（学習参観時），電話連絡，学級だより等
- ・地域との連携：地域教育プログラムに基づいた実践

④児童が主体になったいじめ見逃しゼロの取組

【取組 a, b, c】

各委員会が主体となって「コミュニケーションの活性化」「規範意識の向上」に向けた取組を年間を通じて行う。

⑤道徳の授業の充実

【取組 a, b, c】

「思いやり」を重点内容項目として，考え，話し合う道徳の授業を展開することで，一人一人の内面化を図る。

(2) 「早期発見」の取組

子どもの日常を細かく見取り，全校体制で情報を共有する体制づくり

①日常の「情報交換」による，子どもの心の状態の把握

【取組 d, e】

学級での子どもの様子を，全職員で聞き合う機会を日常的にもつ。

- ・毎週行われる職員終会での情報交換
- ・月1回の職員会議後での情報交換
- ・4月，7月，12月，3月の「子どもを語る会」
- ・5月，8月，10月，3月の「小中合同情報交換会」

②日常の組織的な「報告・連絡・相談」体制の確立

【取組 d, e】

「報告・連絡・相談」の意識を職員一人一人がもち，全校体制で組織的に一人一人の子どもの状態を把握できるような体制を確立する。

- ・子どもにかかわる情報 → 管理職・生活指導主任へ を基本に，教員が情報を常に共有できるよう努める。
- ・保健日誌等の記録を蓄積し，子どもの変化を的確に読み取ることができるようにする。

③定期的なアンケート（児童・保護者）や必要に応じた教育相談により，子どもの心の内面を把握するとともに，子どもの悩みに適切に対応する。

【取組 d, e】

子どもの心の内面を，月の「学校生活アンケート」，学期の「児童アンケート」を通して的確に把握していく。また，アンケートにより，気になる子どもについては，個別に教育相談を実施し，適切に対応していく。

- ・生徒指導部による学校生活アンケート（月1回）
- ・学校評価による児童アンケート：（7月，12月）
- ・学校評価による保護者アンケート：（7月，12月）

④ 日常の校内巡視による、子どもの状況の把握

【取組 d】

職員は昼休みの校内巡視を通して、普段の授業では見えない子どもの人間関係や普段と違う行動を見取り、必要に応じて「報告・連絡・相談」を取るよう意識をもつ。また、普段から子どもと接している学習指導補助員、介助員との情報交換を密に行う。

⑤ 「いじめ対応フローチャートの活用」

【取組 d, e】

学校が、いじめや問題行動等の報告を受けた場合、どのような対応を行うのか、フローチャート式にして保護者にも分かりやすく、見通しをもつことができるようにする。事前に保護者に説明することで、学校が行う対応について保護者が見通しをもつとともに、教職員が保護者に対応についての説明や同意を得ることができるようにする。こうすることで、保護者と対応の状況等を共有しながら、いじめ対応策を進めていく。

(3) 「早期解決」の取組

- ・「校内いじめ対策委員会」を中心に、全校体制で迅速な対応を行う。
- ・必要に応じて、外部関係者を含めた「拡大いじめ対策委員会」を招集し、組織的に問題の早期解決に当たる。

① 迅速な初期対応

【取組 f, g】

子どもの見取りやアンケート、本人の訴えや周囲からの聞き取りにより、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、次のような措置をとる。

ア いじめと認められた事案を、管理職又は生活指導主任に報告する。

イ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。

ウ いじめたとされる子どもに事情を聞き、事実を確認する。

エ いじめたとされる子どもに適切な指導を行う。

オ いじめの被害者・加害者の保護者に事情及び事実を知らせ、必要に応じて面談を行うなどして、問題の解決に当たる。

カ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子ども及び関係のある学級の子どもの心へのケアや適切な指導を行う。

② 「校内いじめ対策委員会」を中心とした組織的な対応

いじめの早期解決は、上記のア～カの順で行われるが、その際、校内の「いじめ対策委員会」が組織として行動し、解決に当たるものとする。

【校内いじめ対策委員会】

◆ 構成員：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー

◆ 行動様式

ア～いじめを確認した職員→生活指導主任又は管理職へ

イ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、全職員

ウ～管理職、いじめ被害者担任、生活指導主任

エ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任

オ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任

※必要に応じて、学年・全校での保護者会開催

カ～いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任、養護教諭

※カの後、翌日～2, 3日後, 1週間後, 1ヶ月後において、いじめ被害者・加害者の

様子を担任は確認し、随時報告を管理職に挙げる。

◆対策会議について

ア～カの中で要に応じ設ける。

③「拡大いじめ不登校対策委員会」を中心とした組織的な対応

いじめの確認において、「重大事態」が発生した場合は、以下の通り「拡大いじめ対策委員会」を設置し、次項に挙げる「重大事態への対応」を適切に行うものとする。

【拡大いじめ不登校対策委員会】

◆構成員：校長，教頭，生活指導主任，養護教諭、いじめ被害者・加害者担任
P T A会長，阿賀町適応指導教室担当者，津川警察署担当者 等

◆行動様式：以下の「重大事態への対応」に準ずる。

4 「重大事態」への対応

「重大事態」とは、下記の通りである。

★いじめ防止対策推進法より★

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

速報かどうかの判断のポイント

- ①児童生徒の生命に危険がある場合及び障害が残る可能性がある場合
- ②教職員について重大な事故が発生した場合
- ③警察の介入があり，対応が必要な場合
- ④事件性がある可能性または緊急性の高い場合
- ⑤その他，教育委員会，校長が緊急事態と判断した場合

※教下越第276号「平成26年度児童生徒，教職員等の報告について（通知）」より

「重大事態」が発生した場合，下記のフロー図をもとに，学校の設置者（阿賀町教育委員会）の指導を仰ぎながら，迅速に対処する。

阿賀町立三川小学校 重大事態対応フロー図

※参考：国立政策研究所刊「生徒指導リーフ増刊号」いじめのない学校づくり

いじめの疑いに関する情報

- 「校内いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有に当たる。
- いじめの事実の確認を行い，結果を阿賀町教育委員会へ報告する。



重大事態の発生

- 阿賀町教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ア) 「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは，迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」



阿賀町教育委員会が，重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

町教育委員会の指導のもと，以下のような対応に当たる

- 「拡大いじめ不登校対策委員会」により，事実関係を明確にするための重大事態の調査に当たる。

- ・客観的なアンケートや第三者のいじめ被害者及び加害者への聞き取りなどを通じて，事実関係を明らかにする。
- ・学校で調査済であっても，調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について，情報を適切に提供（適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし，いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは，いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き，調査に先立ち，その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

- 調査結果を学校の設置者（阿賀町教育委員会）に報告する。

- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえた必要な措置を執る。

学校の設置者が調査主体となる場合

- 阿賀町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

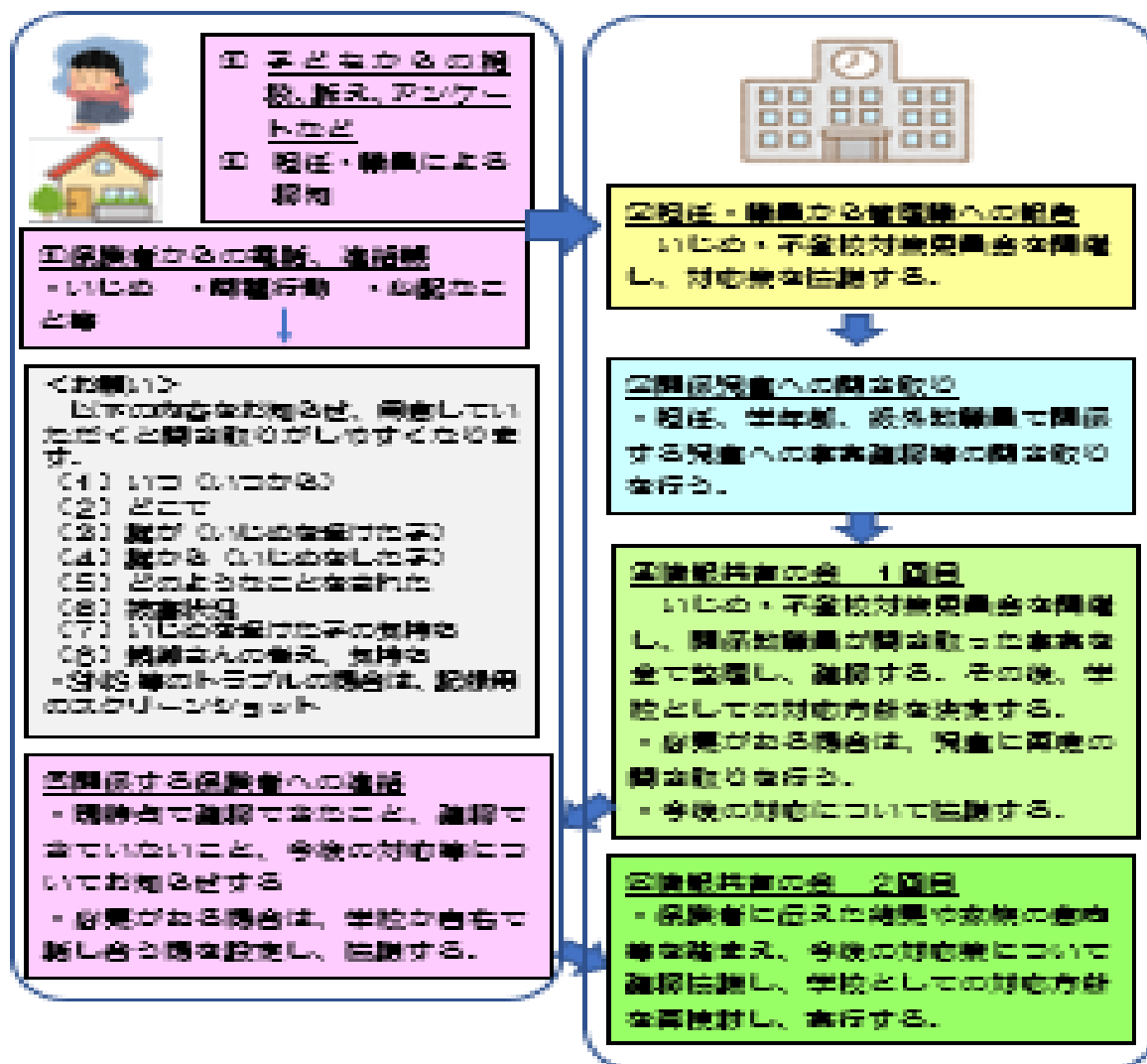
令和5年4月3日 一部改訂

参考：いじめ・問題行動等対応フローチャート

三川小学校いじめ対応フローチャート

初期対応について

以下は、子ども、保護者、関係者の皆様から、いじめや問題行動等で、学校に連絡、相談があった場合の基本的な対応になります。ご参照ください。



事主が解消、解決するまでは、この⑤～⑧を繰り返していきます。半校は、随時阿賀町教育委員会から指導を受ける対応を進めていきます。

